

川口市障害者福祉手当支給条例の一部改正（案）

パブリック・コメント意見募集

改正（案）について、市民のみなさまからのご意見を募集します。

意見募集期間

令和7年5月26日（月）から令和7年6月25日（水）まで

改正の趣旨・目的

本市で実施している障害者福祉手当支給事業について、限られた財源の中で今後も安定的かつ継続的に制度を実施する観点から、65歳以上で初めて障害者手帳を取得した方を対象とした年齢制限を導入するものです。

※施行前にすでに受給資格を有している方については、引き続き対象となります。

意見募集の内容

改正（案）に対するご意見を募集します。

改正（案）は障害福祉課（第一本庁舎2階）、市政情報コーナー（第一本庁舎4階）及び市ホームページでご覧いただけます。

意見を提出できるかた

- （1）市内に住所を有するかた
- （2）市内に事務所又は事業所を有するかた
- （3）市内の事務所又は事業所に勤務するかた
- （4）市内の学校に在学するかた
- （5）本市に対して納税義務を有するかた
- （6）そのほかパブリック・コメント手続きに係る事案に利害関係を有するかた

意見の提出方法

住所、氏名、連絡先（法人の場合は、事務所等の所在地、名称、連絡先）を明記のうえ、次の方法でご提出ください。

提出方法	提出先
文書の持参	障害福祉課 手帳係 川口市青木 2-1-1 第一本庁舎 2 階 ※ 受付時間は、平日 8 時 30 分～17 時 15 分
郵送	〒332-8601 川口市青木 2-1-1 川口市 福祉部 障害福祉課 手帳係 あて
ファクシミリ	048-259-7943
電子メール	083.03000@city.kawaguchi.saitama.jp

※注意

- ・意見に対しての個別の回答はいたしません。
- ・住所・氏名等の不記載により個人又は法人の特定ができない場合は、無効といたします。
- ・電話や口頭での意見は受付できません。
- ・意見については、個人情報を除きすべて公表いたします。